

# 年末調整・税の申告の準備はお早めに

年末調整の時期が近づいてきました。来年2月には所得税や住民税の申告受付も始まります。これらに必要な書類の中には、発行に時間がかかるものもありますので、準備は早めに済ませておきましょう。

## 【会社に勤めている方へ】※主な変更点

### ■所得税の基礎控除の見直し

合計所得金額132万円以下の場合、48万円から95万円に引き上げられました。

合計所得金額132万円超2,350万円以下の場合、所得金額に応じて58万円～88万円に引き上げられました。合計所得金額2,350万円超の場合は変更ありません。

### ■給与所得控除の見直し

最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

給与の収入金額が190万円以下の場合、給与所得控除額が65万円になります。給与の収入金額が190万円超の場合は変更ありません。

### ■特定親族特別控除の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入123万円超188万円以下※1）の親族を有する場合、特定親族特別控除の対象となります。

※特定親族特別控除の適用を受けるには、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を勤務先に提出する必要があります。

### ■扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除の対象となる「扶養親族」、「同一生計配偶者」、「ひとり親の生計を一にする子」の所得要件が48万円以下から58万円以下（給与収入123万円以下※1）へ、勤労学生の所得要件を75万円以下から85万円以下（給与収入150万円以下※1）に引き上げられました。

※扶養につける方の所得を確認し変更があれば、勤務先に提出済みの「給与所得者の扶養控除申告書」を訂正してください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）の「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。

こちらからアクセスできます▶



【※1…収入が給与のみの方の場合です】

## ▶16歳未満の扶養親族の「給与所得者の扶養控除申告書」への記載について

16歳未満の扶養親族がいる方については、「給与所得者の扶養控除申告書」の「住民税に関する事項」欄に扶養親族の氏名等を記入してください。住民税の計算上、記入漏れがあると税額が正しく計算されない場合がありますのでご注意ください。また、各種助成・手当等の算定にも利用することがあります。

## ▶同じ人を2人で扶養親族とすることはできません

子ども1人を両親のそれぞれが扶養につけるなど、重複することのないようご注意ください。

## 【控除証明書を準備しましょう】

以下の保険料控除を受ける場合は、証明書等を添付しなければなりません。お早めにご準備ください。

- ・生命保険料控除 ・地震保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除（個人型確定拠出年金含む）
- ・社会保険料控除（社会保険料、国民年金保険料、国民健康保険税等の領収書【※2】参照）

## 町の申告相談会場にて 医療費控除の申告を予定されている方へ

医療費控除の適用を受けるには、医療費控除の明細書の添付が必要になります。

各医療保険者から発行された「医療費通知」やお手元にある領収書等を整理していただき、あらかじめ明細書を作成いただいた上で申告相談においでください（医療費控除の明細書の作成代行は行っていない）。

医療費控除の明細書の様式は、令和8年1月の町報等と一緒に配布します。

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎85-6132

## 【※2】

### 国民健康保険税等の「領収書」について

1年間（令和7年1月～12月）の社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）の支払金額がわかる「納付確認書」を次の方法で無料交付します。必要な方は早めの手続きをお願いします。

- ①役場に来庁し申請する。
- ②郵便請求を利用される方は、収納係までお問い合わせください。

【問い合わせ】税務出納課収納係  
☎85-6106



# 白鷹町営スキー場 OPEN

令和7年12月19日(金) ～ 令和8年3月8日(日)



## 料金について

| リフト券  | 料 金     |         |
|-------|---------|---------|
|       | 大 人     | 子ども     |
| 1回券   | 150 円   | 150 円   |
| 4時間券  | 1,500 円 | 1,000 円 |
| 1日券   | 2,200 円 | 1,500 円 |
| ナイター券 | 1,200 円 | 800 円   |

※子どもは小学生以下です。

## 《シーズン券》

|          | 料 金      |          |
|----------|----------|----------|
| 小学生以下    | 中学生      | 高校生以上    |
| 10,000 円 | 13,000 円 | 20,000 円 |

- ・1回券、4時間券、1日券はナイター使用ができません。
- ・シーズン券はナイターも使用できます。
- ・リフトに乗車するすべての方よりリフト料金をいただきます。(幼児・お年寄りについても同様です)



## スキー場の利用について

- ◆ゲレンデや駐車場では、事故防止のためパトロール員や係員の指示に従ってください。けがや事故のときは、パトロール員や係員に連絡してください。
- ◆スキー、スノーボードには必ず流れ止めをつけてください。
- ◆ポールを利用するときは、リフト管理人の指示に従ってください。
- ◆ナイタースキーを児童や生徒が利用するときは、保護者またはそれに代わる人が同伴してください。
- ◆ナイタースキーでは許可団体以外はポールやコース設定ができません。
- ◆ごみはお持ち帰りください。

【問い合わせ】白鷹町教育委員会 ☎85-6147

## 【営業時間】

▷ 9:00 ~ 16:30 (土・日・祝日は17:00)

▷ 17:30 ~ 21:00 (ナイター)

※期間および営業時間は積雪状況により変わることがあります。

※2月8日(日)は白鷹町スキー大会のため、一般の方の利用は13:00 からになります。



## リフトの利用券について

### ◆シーズン券

#### 【販売期間】

- ・12月11日(木) ~ 18日(木) …白鷹町教育委員会(生涯スポーツ係)
- ・12月19日(金)以降…スキー場リフト管理棟(営業可能な期間)または白鷹町教育委員会(降雪状況によって営業できない期間)

#### 【持参いただくもの】

- ・シーズン券の料金、顔写真(縦2.5cm × 横2cm)

※顔写真がないとシーズン券を発行できません。必ず持参ください。

#### 【受付時間】

- ・白鷹町教育委員会…8:30 ~ 17:00 (平日のみ)
- ・スキー場リフト管理棟: スキー場営業時間内

◆学校の授業、スポーツ少年団の活動にシーズン券は使えません。

◆シーズン券は、他人に貸したり譲ったりできません。

◆団体割引を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けてください(詳しくはお問い合わせください)。

★毎月第3日曜日は、小学生までリフトが無料になります。リフト乗り場で「スキー子どもの日無料パス」を発行します。身に付けてご利用ください。